

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しにかかる対応について

白露の候 保護者の皆様におかれましては、平素より本村の教育活動へのご協力ありがとうございます。

この度、厚生労働省（令和4年9月7日付け事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の患者（以降、「り患者」とする）に対する療養期間等の見直しが決定されたことを踏まえ、学校においてり患者が確認された場合、以下のとおり対応するよう大阪府教育庁から通知がありました。

これを受け、村教育委員会では、下記の通り対応します。**再度の変更**にご理解ご協力をよろしくお願いいたします。また、お子様が、新型コロナウイルス感染症にり患したことを確認した場合は、これまでどおり、学校へ連絡いただきますとともに、ご自宅での健康観察の徹底等、感染予防対策にご協力いただきますようお願いいたします。

記

【厚生労働省 令和4年9月7日付け事務連絡 から抜粋】

有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

○有症状患者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24 時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

○無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・加えて、5 日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5 日間経過後（6 日目）に解除を可能とする。
ただし、7 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

○平時の感染症対応について

これまでと同様にお子さまの健康状態の確認をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、まずはかかりつけ医に相談（受診前には必ず電話をして）下さい。相談・受診する医療機関が見つからない場合は、大阪府新型コロナ受診相談センター 06-7166-9911（土日祝含め終日連絡が可能）に電話してください。

【一般的な質問】

大阪府健康相談窓口

06-6944-8197（土日祝含む）9時～18時

千早赤阪村健康コールセンター

0721-26-7233（土日祝除く）9時～17時半